

転出証明書交付申請書

川越市長 宛

(郵送申請用)

年 月 日

届出人	住所			投函前のチェックリスト □転出届の記入はお済ですか？ □本人確認書類の写しは入れましたか？ □返信用封筒に切手を貼っていますか？ □返信用封筒に宛名・宛先の記入はお済ですか？ ※特例転出をご希望の場合、封筒は不要です。
	氏名			
	電話番号	※日中に連絡が取れる番号を記載してください		

異動日	(転出する年月日または転出した年月日) 平成・令和 年 月 日			
新住所	都道府県	市区町村	マンション等の名称と部屋番号	世帯主名
今までの住所	川越市		マンション等の名称と部屋番号	世帯主名

転出する人	氏名とフリガナ		生年月日	川越での続柄	
	のマイナンバーカードをお持ちの方	1	フリガナ	明大昭平令西暦 年 月 日	
		2	フリガナ	明大昭平令西暦 年 月 日	
		3	フリガナ	明大昭平令西暦 年 月 日	
		4	フリガナ	明大昭平令西暦 年 月 日	
		5	フリガナ	明大昭平令西暦 年 月 日	

世帯主が転出する場合で、引き続き川越市にお住まいの同世帯の方がいましたら、新たな世帯主をご指定ください。新たな世帯主は () を指定します。

該当の項目がある際は、チェックをお願いいたします。

特例転出を希望する (現在有効なマイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用した転出)

特例転出は裏面の(1)から(3)までの注意点があります。必ず裏面の内容を確認してください。

既に転出手続を済ませているが、転出証明書の再交付を希望する。

紛失等により再交付が必要な方や、特例転出したが特例転入が出来ず転出証明書(転出証明書に準ずる証明書)が必要な方が対象です。

特例転出の注意事項

- (1) 異動日（新しい住所に住み始めた日）から14日以上経過している場合、特例転出はできません。
通常の転出手続きとなりますので転出証明書が発行されます。
- (2) 転出届で届け出た異動日（転出予定日）から30日以内、または、実際の転入日（新しい住所に住み始めた日）から14日以内に新しい住所の市区町村で転入の手続きを行ってください。
この日を経過すると、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードは失効し、使えなくなります。
- (3) 特例転出の手続きを行った場合は、転出証明書は発行しません。
転入手続きの際は、マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カードを必ず持参してください。
- (4) 転入届とマイナンバーカードの継続利用（券面上変更）の際に、4桁の暗証番号が必要となります。
暗証番号がご不明の場合は、マイナンバーカード担当へご相談ください。